

第1章 はじめに

第1節 計画作成の背景と目的

文化財の保護については、これまで明治時代以降にこしやじほぞんほう 古社寺保存法、しせきめいしょうてんねんきねんぶつほぞんほう 史蹟名勝天然記念物保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、昭和25年（1950）には文化財保護法（以下、「法」という）を制定し、文化財の指定等や規制及び助成などを規定し、保存・活用が行われてきた。しかし近年では全国的な過疎化や少子高齢社会等に伴う文化財の散逸や滅失が生じ、あるいは大規模な自然災害等による被害も頻繁に発生するなど様々な問題が生じている。特に農村部では、廃村によりその土地の歴史や文化が消滅する危機に直面している。これまでのように文化財所有者（以下「所有者」という）及び保存団体や行政の文化財担当部局だけではその継承を担うことが困難になりつつある。

文化財の保存と活用は、文化財を活用することによって多くの人々にその大切さを共感してもらい、保存していくことへの理解に繋がるため、相互に関連しながら継続性のある保護を図っていく必要がある。

このような状況を背景として、平成29年（2017）に文化芸術基本法が改正された。その中では「文化芸術に関する施策の推進にあたっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などと連携を図るよう配慮が必要」とされている。また、文化財についても平成30年（2018）にこれまで法や条例で保護されてきた文化財と、価値づけが明確でなかった未指定文化財も含めて、まちづくりなどに活かし、さらに地域社会総がかりでその継承に取り組むことを趣旨とした文化財保護法の改正が行われた。その具体的な方策として都道府県は文化財保存活用大綱を策定し、市町村は文化財保存活用地域計画を作成することが可能となった。

神戸市では、法や、昭和39年（1964）に制定された兵庫県文化財保護条例（以下、「県条例」という）と昭和53年（1978）に制定された神戸市都市景観条例や、文化財に関連する条例により文化財の保存・活用が図られてきた。しかし、平成7年（1995）1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、沿岸部を中心に多くの歴史的な建造物や歴史資料などがき損・滅失したことは、神戸市における文化財の保存・活用にとって非常に深刻な出来事であった。そのような状況を受け平成9年（1997）には、「神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（以下、「市条例」という）を制定し、市内の文化財を保護するための様々な方策を定めた。震災前から進めていた調査を基に、市条例によりこれまででは239件に及ぶ指定等を行ってきた。

神戸市の人口は阪神・淡路大震災以降、平成20年（2008）に震災前まで持ち直し、平成23年（2011）にはそれまで最高の1,544,970人に達した。しかし、それ以降は毎年減少している。特に北区及び西区の農村部における減少傾向は顕著である。人口の増加率についてみれば、平成12年（2000）をピークに減少に転じ、同年には65歳以上の老年人口が15歳未満の少年人口より多くなり、生産年齢人口の減少も進んでいる。事実、神戸市が令和元年（2019）に実施した自治会などを対象としたアンケートでも役員の高齢化や後継者不足、行事への参加者の減少などが多く寄せられている。神戸市内における文化財の所有者や管理者などの担い手も同様に高年齢化しており、文化財の管理や継承が難しくなりつつある。さらに歴史的な建造物が売却され、解体される事例も散見されてきた。その上、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的打撃や伝統的な祭り・行事を行う機会の喪失など文

化財を保存・活用していくための状況がより悪化している。

また、近年は勢力の強い台風や豪雨などの自然災害により、文化財がき損、滅失する事例が相次いでいる。特に平成 30 年（2018）には度重なる台風により茅葺建物をはじめとして多くの建造物が損壊した。

また一方生活様式や周辺環境の変化に伴い、文化財を継承していくために必要な素材の確保も容易ではなくなっている。

このような状況を背景として、神戸市においても文化財を次世代に継承するために障害となっている現状の課題を抽出し、市街地と農村部が一体となっている神戸市の特性を考慮に入れつつ、課題を解決していく必要がある。そのために、令和 2 年(2020)に策定された兵庫県文化財保存活用大綱を勘案の上、実効的な計画として文化財保存活用地域計画を作成し、更なる保存・活用の促進を目指すこととした。

第 2 節 「文化財」・「歴史文化」の定義

文化財という言葉は、一般的には国宝や重要文化財など指定文化財を指すと捉えられることが多いが、法では指定未指定に関わらず六類型の有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群を文化財としている。そして神戸市では、これまで主に指定等文化財について保護を図ってきた。しかし、文化財の保護を強化していくために、本計画では、埋蔵文化財をはじめ、これまで法や条例では指定等の文化財として未だ価値づけされていない歴史的な建造物、伝統的な祭り・行事、植生等のみならず、食文化をはじめとした文化的価値を有する事物や事象も文化財としての保護の対象とする。

また、本計画で述べる歴史文化とは、文化財とその周辺の歴史的・自然的な環境（自然環境、景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承など）が一体となったものとする。つまり、地域に固有の風土の下、先人によって生み出され、また生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動及びその成果に加え、それが存在する環境を総体的に把握した概念と捉えられ、神戸らしさを表出させたものと位置づけることができる。

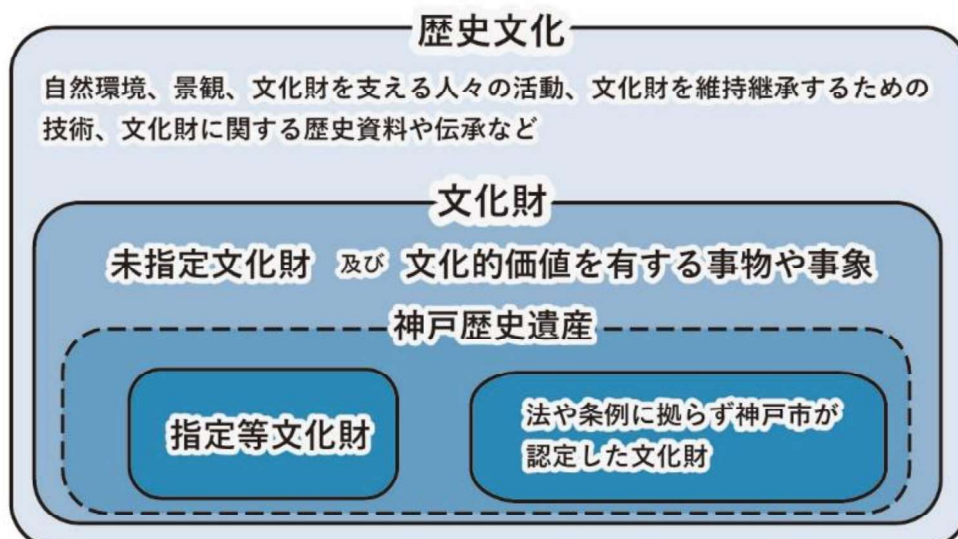


図 1 「文化財」・「歴史文化」の定義

第3節 文化財保存活用地域計画の位置づけ

3-1 文化財保存活用地域計画の位置づけ

本計画は、神戸市の上位計画である新・神戸市基本構想、第5次神戸市基本計画（神戸づくりの指針）及び神戸2025ビジョンに示された将来像を目指し、実現するための本市の文化財行政における今後の方針を示す基本計画である。

その他、本市における他分野の関連計画及び兵庫県文化財保存活用大綱と整合性を図り、文化財保護法第183条の3において規定する法定計画として定める。

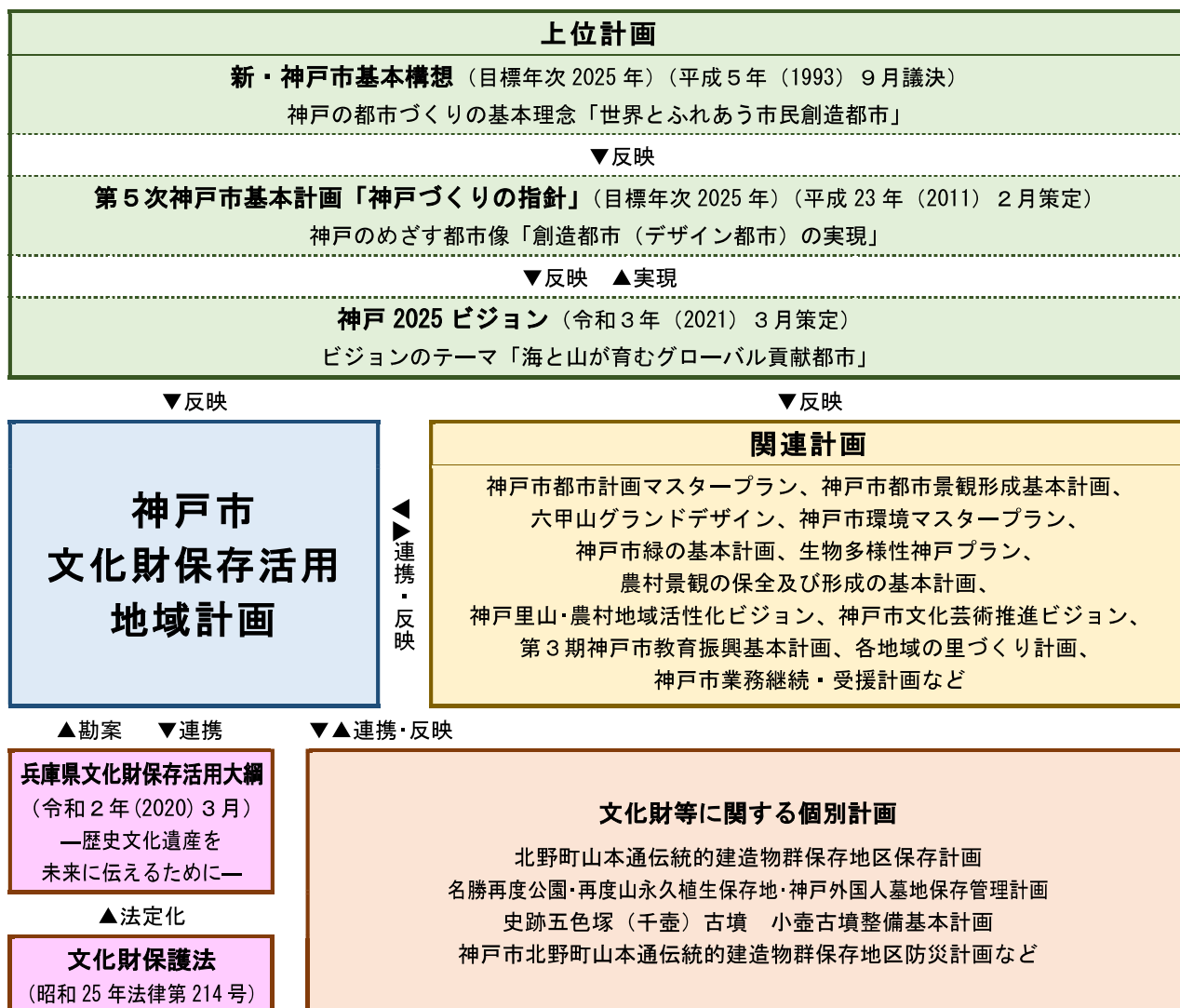


図2 上位計画及び関連計画との関連図

神戸市では、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」^{*}の達成に向けた取り組みを進めており、上位計画である神戸2025ビジョンでも整合性をとっている。本計画に基づく取り組みもSDGsの達成に寄与するものであり、第7章の方針には該当する目標のロゴを付すこととする。

※「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、平成28年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際社会共通の目標である。経済・社会・環境をめぐる17のゴール・169のターゲットから構成されている。

3-2 上位・関連計画について

上位・関連計画における文化財等に関する方針・施策等は下表のとおり記載されている。

表1 上位計画における文化財等に関する方針・施策等

計画名	文化財等に関する方針・施策等
<p>新・神戸市基本構想（目標年次令和7年（2025）） （平成5年（1993）9月議決） 対象期間 平成5（1993）～令和7（2025） 年度</p>	<p>「魅力が息づく快適環境のまち」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域の自然環境や農村文化の保全と活用を図り、人と自然が共生できる緑豊かな地域づくりを進める。 ・海、坂、山、そして街と田園という神戸の都市空間が持つ魅力や、地域の個性的な資源を活かし、発展させ、多彩で変化に富んだ都市空間を創出する。 ・歴史的な環境や神戸らしい景観を守り、育て、文化や芸術の香りあふれる都市整備を進め、より個性的で質の高い都市を未来へ継承する。 ・多様な魅力資源を活かし、つくり、回遊性を確保して都市に深みを与える。さらに、界限性を高め、人々が集い楽しめる、にぎわいのある都市を実現する。 <p>「国際性にあふれる文化交流のまち」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸の文化環境や文化財を活かしながら生活文化・芸術文化を高め、世界に向けて発信できる神戸らしい文化を創造する。 <p>「次代を支える経済躍動のまち」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸の歴史と風土を基盤に成長してきた地場産業を生活文化産業としてとらえ、さらなる発展を図る。
<p>第5次神戸市基本計画「神戸づくりの指針」（目標年次令和7年（2025）） （平成23（2011）年2月策定） 計画期間 平成23（2011）～令和7（2025） 年度</p>	<p>「くらしを守り経済を発展させる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わいや心地よさなどが感じられるよう、六甲山・摩耶山、有馬温泉、須磨・舞子など都心近郊にある自然や、古代以来の国際港都の歴史に基づくみなのやまの観光資源の魅力向上に取り組む。 ・地域の自然や歴史・文化資源を活用したエコツーリズム、農村を活用したグリーンツーリズム、有馬温泉との連携によるヘルスツーリズム等のニューツーリズム（新しい形態の観光）を推進する。 <p>「ひとを育み新たな豊かさを創造する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各地に存在する有形無形の歴史的・文化的資源を活かし、文化に対する理解を促進し、まちや地域への愛着を育み、地域文化を振興する。 ・映画、ジャズ、洋菓子など神戸が日本での「発祥の地」となる文化資源や地域で育まれた文化の持つ物語性を活用し、都市のブランドを高め発信する。 ・文学・歴史の薫り高い「須磨」、「兵庫津」、知名度の高い「最古泉『有馬』」、「灘の生一本」などにおいて歴史が培ってきた文化資源を活かしたまちづくりを行う。 <p>「安全を高め未来につなぐ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港、異人館、酒蔵、温泉、田園などの神戸の特徴的なまちなみについて、そこでの人々の営み（風習や生活様式など）や様々な活動などを含めて保全・育成するとともに、自然景観と市街地景観が調和する良好な眺望景観を大切にすることにより、魅力ある景観形成をめざす。
<p>神戸2025ビジョン （令和3（2021）年3月策定） 計画期間 令和3（2021）～令和7（2025） 年度</p>	<p>基本目標2 妊娠・出産・子育て支援と特色ある教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸の特色ある学び（創造的学び・国際教育など）の推進 <p>基本目標3 多様な文化・芸術・魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心豊かな生活が送れるように街の魅力を高め、文化・芸術・スポーツを振興する。 ・文化財の新たな保存と活用の推進。 ・神戸観光の推進。 ・六甲山・摩耶山での観光と豊かな自然を活かしたアートシーンの推進。 ・須磨海岸・海浜公園の魅力向上。 ・地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域の活性化。 <p>基本目標7 多様な市民の参画による地域コミュニティの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の活性化

表2 関連計画における文化財等に関する方針・施策等

計画名	文化財等に関する方針・施策等
<p>神戸市都市計画マスタープラン (平成 23 (2011) 年 3 月策定) 計画期間：平成 23 (2011) ～令和 7 (2025) 年度</p>	<p>「市街地・住環境の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫南部・長田南部では、数多くの歴史資源の魅力を十分に活かし、世界に誇れるものづくり産業と調和したまちづくりを推進する。 ・良好な農村景観や伝統的農家住宅の保全などに取り組む。 <p>「都市デザイン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北野、旧居留地、南京町、都心・ウォーターフロントなど重点的に景観形成をはかる地区について、まちづくり団体などと連携しながら地域特性を活かしたまちなみの形成に取り組む。 ・地域のシンボルとなっている、近代建築物や地域文化を伝える古民家などについて、継続的な利用や新たな機能を加えた活用を促進することにより、良好な状態で保存するとともに、周辺地域と一体となった景観形成にも取り組む。 ・都心・ウォーターフロントにおいて、歴史的建築物など地域の資源などを活かし、歴史の重層性が感じられる魅力的な空間を創造する。 ・風致地区周辺など、社寺林や屋敷林などの緑が多く集まったエリアは、「緑地保存配慮地区」に指定し、地域住民による「緑をともに守り育てる」という共通認識のもと、協働と参画によりまちなみの保全・育成を図る。 ・風土・風習や生活文化、市民気質などが現れた、地域の活動やイベントなどの振興をはかりながら、神戸らしい文化的景観を大切に守り育てる。
<p>神戸市都市景観形成基本計画 (昭和 57 (1982) 年 7 月策定) 令和 3 (2021) 年 8 月改正 計画期間：昭和 57 (1982) 年～</p>	<p>「基本目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の発掘と保全・活用：歴史的連続性のある都市空間や歴史的建築物あるいは目になじんだランドマークなどは市民共有の貴重な財産である。これらの景観資源を新たに発掘し、都市や地域のシンボルとして保全し、市民の共感（アイデンティティ）を育むものとして活用していくことが大切である。あわせて、生活の長い積重ねの中で引き継がれてきた祭りや伝統行事も、重要な景観資源として継承していく。 <p>「景観類型別の景観形成計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(自然地域景観 田園集落景観) 茅葺民家の保全・活用、社寺等歴史的建築物の保全、農村環境の保全(里づくり)を図る。 ・(市街地地区景観 住宅地景観) 住宅地における文化環境を形成するために、伝統行事をはじめとする地域の文化的活動の展開を支援する。
<p>六甲山グランドデザイン (平成 31 (2019) 年 3 月策定) 計画期間：平成 30 (2018) 年～</p>	<p>「再度山ゾーン：学びと発見に満ちた山地」(自然と歴史を体感する空間を整備する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国名勝である再度公園や外国人墓地の PR。 ・自然、歴史などの資源を体験できるプログラム造成。 ・神戸の歴史(外国人墓地に紐づいた神戸の歴史、植生の変遷等)を学ぶ機会の充実。
<p>神戸市環境マスタープラン (平成 28 (2016) 年 3 月改定) 計画期間：平成 28 (2016) ～令和 7 (2025) 年度</p>	<p>「基本方針 3：生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地勢などの自然環境と相まって存在するという本市の文化的・歴史的資源の特色を活かす保全や活用に取り組む。 ・埋蔵文化財やその他の文化財等の実態調査により現状を把握するとともに、文化財の指定、保存、活用等を推進する。 ・市所有文化財建造物の保存修理、民有文化財の保存修理及び維持管理に対する助成等により、文化的・歴史的資源の保全を推進する。 ・歴史的建造物の保全・活用、異人館、五色塚古墳等の文化財の公開などにより、市民と文化財とのふれあいの機会の増大や文化財に対する普及啓発等を推進する。 ・建築専門家や活用促進団体など民間団体との連携強化を図り、所有者や活用事業者とのマッチングや保全活用のための資金収集の仕組みなどを構築することにより、地域の文化を伝える茅葺建物、開港以降に建てられた近代建造物や異人館など歴史的建造物の保全・活用を行い、神戸ならではの景観を次世代に継承する。 <p>「基本方針 4：安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸の特色である茅葺建物の維持のために、市民とともに茅(ススキ)を通じて循環型文化への理解を深める必要がある。 ・公害や災害を克服してきた経験は、神戸の環境と密接にかかわるものであり、環境学習を行う際には、歴史的、文化的な事柄もあわせて学び、神戸の環境への理解を深める取り組みとする。 ・「住んでよかった、これからもここに住み、働き続けたい」と思えるまちをつくるためには、その地域の歴史文化を知る必要がある。 ・市内には、ポートアイランドや六甲アイランドの海上都市から北西部の農村集落まで、様々な特色を持った地域があり、それらのよさを見つけ、伸ばしていく学習の機会を提供する。

計画名	文化財等に関する方針・施策等
神戸市緑の基本計画(グリーンコ ウベ 21 プラン) (平成 23 (2011) 年 3 月改定) 計画期間:平成 23 (2011) ~令 和 7 (2025) 年度	緑の将来像(2)「まちのゾーン」 ・神戸港の歴史や、須磨・舞子に広がる自然環境・景観を大切に守りながら、緑に 彩られたデザイン性に優れたオープンスペースの創出によって、新たな憩いや賑 わいが生まれ、歩いていて楽しくなるような魅力と活力あるまちをめざす。
生物多様性神戸プラン (平成 28 (2016) 年 3 月改定) 計画期間:平成 28 (2016) ~令 和 7 (2025) 年度	「基本戦略 1 :場をまもる・つくる」 ・多様な生物が生息・生育し、自然の恵みを楽しむことができる場の保全・創出。
農村景観の保全及び形成の基本 計画 (平成 12 (2000) 年度策定) 計画期間:平成 13 (2011) 年~	「歴史に学び、文化を育てる」 ・土地を利用し、建築物を造る時には、近隣の文化財や史跡との調和に十分な注意 を払い、景観を保全する。 ・里づくりに、文化財、史跡、伝承を活用し、景観の歴史の蓄積としてつくりあげ る。 ・鎮守の森、社寺の大木を地域のシンボルとして守り、鳥や虫などと合わせ、人と 自然が歴史の中で一体となった景観を創る。 ・祭や伝統的行事、伝統芸能の伝承に、地域全体で取り組む。 ・途絶えてしまった祭や伝統行事を掘り起こし、もう一度、地域文化として根づか せるように取り組む。
神戸里山・農村地域活性化ビジョ ン (令和 2 (2020) 年 5 月策定) 計画期間:令和 3 (2021) 年~	「地域文化資源の保全、活用」 ・神戸歴史遺産認定制度の創設と文化財保護。 ・文化資源保存活動の支援。 ・地域文化資源のネットワーク化。
神戸市文化芸術推進ビジョン (令和 2 (2020) 年度策定) 計画期間:令和 3 (2021) ~令和 12 (2030) 年度	「将来像 4 :自然を活かす」 ・豊かな自然や街中の豊富な文化資源を活かし、エリアごとに異なる地域の魅力・個 性に磨きをかける。 ・「地域資源×アート」による地域のブランディングを図り、新しい神戸のイメージ を醸成する。 ・神戸の歴史を物語る文化財や伝統文化、郷土芸能の保存・継承・活用を進める。
第 3 期神戸市教育振興基本計画 (令和 2 (2020) 年 7 月策定) 計画期間:令和 2 (2020) ~令和 5 (2023) 年度	「豊かな心の育成」 ・専門家を派遣し、鑑賞や和楽器体験を行う「わが国の伝統音楽」出前授業等を通 じて、伝統文化に触れる機会を提供する。 ・博物館・美術館や文化財の公開施設など神戸の歴史や文化を学び体験できる施設 を積極的に活用することで、地域の歴史への理解を進めるとともに、地域への愛 着を一層醸成する。
里づくり計画 (平成 11 (1999) 年度以降策定) ※策定年は地区によって異なる	地域住民の主體的な取り組みによる良好な営農環境と農村環境の保全を図るため、 西区、北区の地区・集落を基本単位として里づくり協議会が策定する計画。地域の 特性に合わせて、地域の整備の目標及び方針や農業の振興、環境の整備、土地の利 用、景観の保全及び形成、交流などの計画を位置づけるもの。2021 年 1 月現在、西 区で 53 地区、北区で 39 地区が策定。 《里づくり計画の一例》 (西区伊川谷町小寺地区) 小寺集落内の美しい風景や歴史ある建築物といった次世代へ残すべき景観につい て、「小寺小道」散策マップの案内板を設置し、遊歩道として維持管理する。 (北区淡河町南僧尾地区) 地域の伝統文化や秋祭り・盆踊り等の伝統行事の伝承を図り地域の活性化を推進す る。観音堂等いたみのひどい歴史的建築物を保全するとともにその歴史由来等を調 査し、活用する。このため史実報告書及びマップの作成と標識の設置等を検討する。
神戸市業務継続・受援計画 (令和 3 (2021) 年 8 月策定)	神戸市地域防災計画の下部計画で、災害時における適切な業務体制を運用するた めの基本事項として業務継続と災害支援の両面から定めたもの。支援を要する経常業 務として「埋蔵文化財調査」及び「文化財の被害調査・保護」が位置付けられて、対 応計画に受援シート・業務フローが作成されている。

第4節 計画作成の経緯と体制

神戸市では、第1章に示したように国及び県などと協力し、個別に文化財の保存・活用について対処してきた。しかし、神戸市内における文化財に対しての保存・活用がより実効性を持ち、計画的に推進される必要があるとの判断から、平成30年（2018）の文化財保護法改正により位置付けられた文化財保存活用地域計画を令和2年（2020）より作成することとなった。

神戸市文化財保存活用地域計画は、神戸市文化財保存活用地域計画協議会及び神戸市文化財保護審議会において意見聴取し、庁内関係部局の協力のもと作成した。



図3 神戸市文化財保存活用地域計画協議会の様子

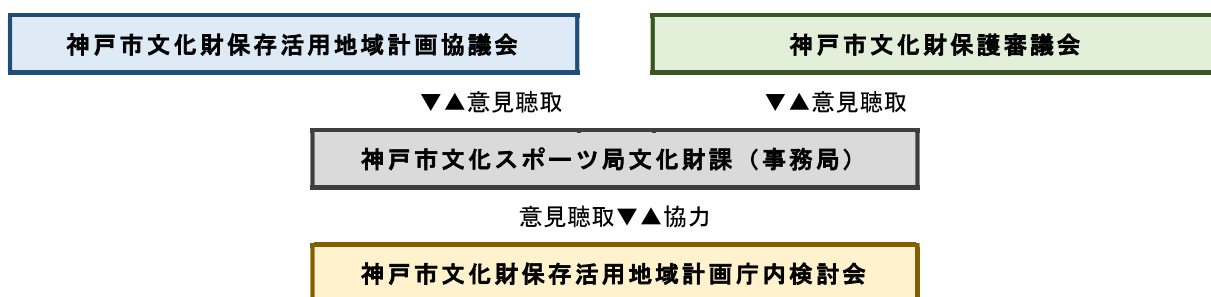


図4 文化財保存活用地域計画作成にかかる体制

表3 神戸市文化財保存活用地域計画協議会委員（令和2年～4年度）

菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授（神戸市文化財保護審議会副会長・歴史） ※協議会会長	学識経験者
黒田 龍二	神戸大学名誉教授（神戸市文化財保護審議会委員・建築）	学識経験者
三輪 康一	神戸大学名誉教授（神戸市文化財保護審議会委員・建築）	学識経験者
岩田 茂樹	奈良国立博物館特任研究員（令和2・3年度）・名誉館員（令和4年度） （神戸市文化財保護審議会委員・美術工芸品）	学識経験者
市澤 哲	神戸大学大学院人文学研究科教授 （神戸市文化財保護審議会委員・歴史）	学識経験者
大江 篤	園田学園女子大学人間教育学部教授（令和2年度） 園田学園女子大学経営学部ビジネス学科教授（令和3年度） 園田学園女子大学学長（令和4年度） （神戸市文化財保護審議会委員・民俗）	学識経験者
石丸 京子	兵庫県立尼崎の森中央緑地生物多様性チーフコーディネーター （神戸市文化財保護審議会委員・記念物）	学識経験者
大藪 典子	一般財団法人 神戸観光局専務理事（～令和3年度）	観光部門
中西 理香子	一般財団法人 神戸観光局専務理事（令和4年～）	観光部門
勝盛 典子	公益財団法人 香雪美術館館長（令和2～3年度）・嘱託（令和4年度）	文化財所有者
井上 舞	神戸大学大学院人文学研究科特命助教	地域研究組織
大国 正美	株式会社 神戸新聞社取締役（令和2年度）・常務取締役（令和3・4年度）	マスコミ
服部 孝司	公益財団法人 神戸市民文化振興財団理事長	文化芸術
高尾 ひろ子	神戸市婦人団体協議会副会長（令和2年度）・理事（令和3・4年度）	市民代表
慈 憲一	灘百選の会事務局長	市民代表

オブザーバー：甲斐 昭光（兵庫県教育委員会文化財課課長）

表4 神戸市文化財保護審議会委員（平成31年～令和4年度）

黒田 龍二	神戸大学名誉教授	建築（建築史）
橋寺 知子	関西大学環境都市工学部准教授	建築（近代建築）
島田 敏男	奈良文化財研究所 文化遺産部長（～令和2年度）	建築（建築史）
大林 潤	奈良文化財研究所 文化遺産部長（令和3年度～）	建築（建築史）
三輪 康一	神戸大学名誉教授	建築（伝統的建造物・都市景観）
増記 隆介	神戸大学大学院人文学研究科准教授 ～令和2年度	美術工芸品（絵画史）
筒井 忠仁	京都大学大学院文学研究科准教授 令和3年度～	美術工芸品（絵画史）
岩田 茂樹	奈良国立博物館 特任研究員（令和2・3年）・名誉館員（令和4年度）	美術工芸品（彫刻史）
芳井 敬郎	花園大学名誉教授 ～令和2年度	民俗（民俗学）
大江 篤	園田学園女子大学人間教育学部教授（令和2年度） 園田学園女子大学経営学部ビジネス学科教授（令和3年度） 園田学園女子大学学長（令和4年度）	民俗（民俗学）
市澤 哲	神戸大学大学院人文学研究科教授	歴史（中世史）
藪田 貫	兵庫県立歴史博物館館長	歴史（近世史）
戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授	歴史（近代史）
黒崎 直	大阪府立弥生文化博物館名誉館長 ※会長	歴史（考古学）
菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授 ※副会長	歴史（考古学）
林 まゆみ	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科特命教授	記念物（庭園史）
石丸 京子	兵庫県立尼崎の森中央緑地 生物多様性チーフコーディネーター	記念物（植物学）

表5 神戸市文化財保存活用地域計画庁内検討会

所管課	分野
文化スポーツ局文化交流課	文化芸術
文化スポーツ局文化財課	文化財（事務局）
神戸市立博物館学芸課	博物館活動
経済観光局観光企画課	観光
経済観光局農政計画課	農村計画
都市局景観政策課	景観
北神区役所まちづくり課	まちづくり
垂水区役所まちづくり課	まちづくり
西区役所まちづくり課	まちづくり
危機管理室	防災
教育委員会教科指導課	学校教育

表6 計画作成の経緯

令和2年2月17日	神戸市文化財保護審議会にて計画作成の実施について報告
令和2年8月19日	神戸市文化財保護審議会にて計画骨子について報告
令和2年10月9日	第1回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 計画骨子説明。歴史文化の特徴及び文化財の保存・活用に関する課題について意見聴取。
令和2年10月16日	第1回神戸市文化財保存活用地域計画庁内検討会開催 計画骨子説明。庁内関係部局における文化財に関する事業及び課題について情報共有。
令和2年9月28日～ 10月18日	神戸市ネットモニターを対象に文化財の保存・活用に関する意識調査を実施。
令和2年10～11月	神戸市内文化財所有者に文化財の保存・活用に関する意識調査を実施。
令和2年11～12月	神戸市内観光事業者を対象に文化財の活用に関する意識調査を実施。
令和2年12月14日	神戸市文化財保護審議会開催 地域計画素案について主に歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する方針・措置について意見聴取。
令和2年12月21日	第2回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 地域計画素案について主に歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する方針・措置について意見聴取。
令和3年3月4日	第3回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 計画素案について意見徴取。
令和3年3月11日	神戸市文化財保護審議会開催 計画素案について意見聴取
令和3年12月～ 令和4年1月	パブリックコメント実施
令和4年3月7日	第4回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 パブリックコメント結果の報告及び計画素案について意見聴取
令和4年3月11日	神戸市文化財保護審議会開催 パブリックコメント結果の報告及び計画素案について意見聴取

※令和2年度については、株式会社総合計画機構に作成支援業務を委託した。

第5節 計画期間

計画期間は、令和4年度(2022)から令和13年度(2031)までの10年間とする。新・神戸市基本構想が令和7年度(2025)に終了することや社会状況や経済状況などを勘案し、毎年計画の進捗を確認したうえで、5年を目安に計画の見直しを行うとともに、計画終了時に自己評価を行い、次期計画へ反映させる。

また、計画中に計画期間やその実施に支障が生じるおそれがある変更(軽微な変更を除く)や、市内に存在する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更が生じた場合は、文化庁と協議のうえ、変更の認定を申請する。なお、軽微な変更については、その内容について兵庫県を通じて文化庁に情報提供を行う。